

富津市立富津小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめゼロ ～みんなちがってみんないい～

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

※富津小の重点目標

自分が されていやなことは しません

～生徒指導 富津小のA B C Dより～

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

(ア) 学校の重点目標の一つである「やさしく〈思いやりのある子〉」を掲げ、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。また、何が「いじめ」になるのかを具体的に指し示すことで、いじめに繋がる言葉や行動への理解を深めさせる。

(イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(ウ) 道徳授業を充実させ、いじめ防止に対する心情を培う一助にしていく。

(エ) 保護者並びに地域住民関係機関との連携を図る。

②いじめ早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

①はまゆうアンケート調査 年3回(6月、10月、1月)

②教育相談 年3回(6月、11月、2月)

(イ) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

①教育相談 (年3回)

②スクールカウンセラーの活用(月1.2回)

③いじめ相談窓口の設置

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラルに関する集会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務、生徒指導主任、人権教育主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、学級担任

〈活動〉

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること

〈開催〉

各学期に行う「教育相談週間」に合わせて開催（年3回の定例会）する。
いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要がある」と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (カ) 児童が記載した「いじめアンケート（はまゆうアンケート）」を保管し、再発防止に役立てると共に、継続して児童の様子を見守っていく。（5年間保存）

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、富津市教育委員会へ速やかに報告する。
- (イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価アンケートにおいて、適正に自校の取り組みを評価する。